

議事日程第1号

平成29年11月2日(木)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第92号及び第93号並びに報告第15号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	杉本 一也
主査	吉田 平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
----	-------	-----	------

総務企画部長 船 木 道 晴
産業建設部長 藤 原 誠
企画政策課長 八 端 隆 公
財政課長 田 村 力
農林水産課長 武 田 誠
建設課長 佐 藤 透

市民福祉部長 柏 崎 潤 一
企業局長 佐 藤 盛 己
総務課長 目 黒 雪 子
福祉事務所長 伊 藤 徹
観光商工課長 清 水 康 成

午前 10 時 02 分 開 会

○議長（三浦利通君） これより、平成 29 年 11 月臨時会を開会いたします。

○議長（三浦利通君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

14 番船木正博君、15 番中田謙三君を指名いたします。

日程第 3 議案第 92 号及び第 93 号並びに報告第 15 号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第 3、議案第 92 号及び第 93 号並びに報告第 15 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 92 号 平成 29 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

議案第 93 号 複合観光施設外構等整備工事請負契約の締結について

報告第 15 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年11月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、複合観光施設外構等整備工事請負契約の締結など3件であります。提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、公用車の車検切れ運行についてであります。

企業局上下水道課で車検が切れた状態の公用車を8月31日から運行していたことが先月31日判明し、道路運送車両法に抵触する恐れがあることから、同日、男鹿警察署に届け出しております。

企業局では、車両管理規程に基づき、公用車の効率的な運用と適正な管理に努めてきたところでありますが、局内公用車の管理に対する意識が不足していたために起きたものであります。

今後は、毎朝の朝礼などで、局内公用車の管理体制の強化に努めてまいります。

次に、JR男鹿駅舎の移転についてであります。

市では、現在整備中の複合観光施設により近い位置に駅舎が移転されることで、JR男鹿線との連携による誘客の強化や、鉄道利用者及び観光客の利便性の向上が見込まれることから、駅舎の移転についてJR東日本へ強く要望してまいりました。

これを踏まえ、JR東日本では、JR男鹿駅について、来年7月の複合観光施設のグランドオープンに合わせて、スムーズな乗降の確保と安全・サービスの向上を図るとともに、両施設が連携した空間になることで男鹿観光の新たな拠点づくりになることから、現在の駅舎から複合観光施設側に頭端型の構造に変更し移転する計画に着手することになりました。

先月31日にJR東日本と男鹿市とで、駅舎の移転並びに男鹿観光の新たな拠点となる男鹿駅整備等について、共同記者会見を行いました。

駅舎と複合観光施設のアクセスが向上することで、地域の観光振興、産業振興の場となり、相乗効果により男鹿観光や船川地区の活性化につながるが大いに期待さ

れることから、今後、新たな駅前広場などのにぎわい創出と駅周辺全体のまちづくりについて早急に取り組み、JR東日本と協議するとともに、議会からもご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、複合観光施設の愛称募集についてであります。

先月23日に、市と「株式会社おが」と市民で構成される複合観光施設愛称選定委員会により選考を行った結果、施設の愛称が「オガール」に決まりました。

愛称募集には全国から303件の応募があり、男鹿の観光拠点として多くの人々が集い、笑顔と活気があふれる施設に成長してほしいという思いから、男鹿市の“オガ”と成長する“オガル”を掛け合わせた「オガール」が選定されました。

なお、この名称の応募者は男鹿市の方でありました。市内外からたくさんのご応募がありましたことを、この場をお借りして改めてお礼申し上げますとともに、皆様に末永く愛され親しまれる施設を目指して整備してまいります。

次に、急速冷凍設備の導入のための「国産水産物流通促進事業」申請状況についてであります。

水産事業者では7月に二次募集に再度臨んだものの、不採択となったことから、不採択理由を分析、改善した上で、10月4日付けで応募したところであります。

こうしたところ、先月27日に、水産物安定供給推進機構から水産事業者に対し、今月15日に開催する事業採択に向けた、事業推進評価委員会への出席について連絡があったものであります。

次に、台風21号の通過に伴う被害状況についてであります。

超大型の台風21号が先月23日昼ごろに本県に接近し、大雨や暴風・高潮等による災害の発生が懸念される状況であったことから、22日午後7時に災害対策警戒部を設置いたしました。

この台風に伴う被害状況につきましては、一般の建物で住家1棟の屋根の剥離被害がありました。

次に、「ねんりんピック秋田2017男鹿市交流大会」についてであります。

9月9日から11日まで行われました「第30回全国健康福祉祭あきた大会男鹿市交流大会」は、ラグビーフットボールとミニテニスの2種目が行われ、合わせて592人の選手をお迎えしました。

大会では、主役である高齢者の方々のはつらつとしたプレーに驚きと感動をいただき、生きがいと健康づくりが豊かな人生を支えることを実感いたしました。

また、世代を超えた交流とおもてなしで男鹿市のPRを目指した実行委員会の各種イベントも好評を得て、3日間で延べ7千499人が来場いたしました。なお、期間中の市内宿泊者は延べ2千308人であったと報告されております。

大会後には、各地から多くの感謝の言葉が届いており、運営に携わっていただいた関係者、ボランティアの方々に改めて感謝いたします。

また、市議会の皆様からも開始式にて選手を温かい拍手でお出迎えいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

次に、「第4回秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！男鹿大会」についてであります。

本大会は、「元気でにぎわいのある秋田」の実現を図ることを目的として、市町村持ち回りで開催しております。

今年は本市において9月30日に開会式、10月1日に競技が行われ、県内全市町村から34チーム、監督、コーチ、選手を含め586人が参加いたしました。

本市からは2チームが参加し、過去最高となる10位と健闘したところであります。また、2日間にわたり各地域の物産販売等も開催し、にぎわいの創出に努めたところであります。

なお、大会実行委員会によりますと、今大会の延べ来場者数は約4千500人と伺っております。

次に、「第8回日本ジオパーク全国大会男鹿半島・大潟大会」についてであります。

本大会は、先月25日から27日まで、男鹿市民文化会館を主会場として、東北地方で初めて開催されました。

25日は、男鹿市民文化会館で開会セレモニー、基調講演、ポスターセッションなどが行われ、大会参加者・関係者など約1千200人が参加いたしました。

翌26日には、男鹿温泉郷とサンルーラル大潟などを会場に、「ジオパークと地域振興のあした」などについて話し合う10の分科会が開催され、約700人が参加いたしました。

また、閉会セレモニー終了後に1泊2日の日程で県内9コースのジオツアーが行われ、約300人が参加いたしました。

大会期間中は天候にも恵まれ、「ジオの恵み物産展」では県内各地域の物産販売などを行い、地域のPRにも努めたところであります。

この大会を通して、県外から参加された多くの方々からは、すばらしい大会運営であったとお褒めの言葉や、男鹿半島の豊かな自然に触れ、改めてプライベートで訪れたいといった声をいただきました。

運営に当たりご協力をいただいた関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第92号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、9月28日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費の予算措置について、予算の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第93号複合観光施設外構等整備工事請負契約の締結については、10月13日に条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字海岸通り二号6番地2、株式会社沢木組代表取締役沢木則明が、1億7千906万4千円で落札したので、本契約を締結するものであります。

次に、報告第15号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分については、法人が所有する自動車が側溝の不具合により損傷した事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。

はじめに、議案第92号について、船木総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。それでは私から、議案第92号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成29年9月28日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費の予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、このたびご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ164億9千170万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと10.2パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。16款県支出金3項委託金は2千300万円の追加で、衆議院議員総選挙委託金であります。

以上の結果、歳入合計は2千300万円を追加し、予算の総額を164億9千170万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費4項選挙費は2千300万円の追加で、衆議院議員選挙費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様2千300万円を追加し、予算の総額を164億9千170万円とするものであります。

以上で議案第92号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案第93号について、藤原産業建設部長の説明を求めます。藤原産業建設部長

【産業建設部長 藤原誠君 登壇】

○産業建設部長（藤原誠君） おはようございます。私からは、議案第93号について

ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 2 ページをお願いいたします。

議案第 9 3 号複合観光施設外構等整備工事請負契約の締結についてであります。

本契約の目的は、複合観光施設外構等整備工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、恐れ入りますが、お手元に配付しております複合観光施設外構等整備工事資料でご説明いたします。

資料の 1 ページをお願いいたします。

外構工事の平面図であります。A 4 の横版となっております。上側がみなと市民病院方向、左側が男鹿駅方面となっております。

工事の範囲は、敷地内の赤色の線で囲った、ピンク色に着色した部分であります。

一般車両の出入り口につきましては、右上と左側に 2 カ所設けております。管理用出入り口は、下側の市道部分から 1 カ所設けております。

駐車場の台数は、右上の表に記載のとおり、来客用が二輪車も含め 1 7 2 台、管理用が 2 0 台、合計 1 9 2 台となっております。

主な工事内容は、大型看板などのサイン工事のほか、通路、駐車場の舗装、照明灯工事、植栽工事などあります。

2 ページをお願いいたします。

標識設置位置図であります。

道の駅登録要件となっている誘導案内道路標識を、外構工事の完成とあわせ、施設周辺に新たに 8 基設置するものであります。

恐れ入りますが、議案書の 2 ページにお戻り願います

本工事の契約の方法につきましては、条件付き一般競争入札で、入札参加資格は、建築工事の格付 A 級、市内に主たる営業所を有する者として行っております。

去る 1 0 月 1 3 日に開札した結果、4 社から入札があり、最低入札価格の男鹿市船川港船川字海岸通り二号 6 番地 2、株式会社沢木組代表取締役沢木則明と、1 億 7 千 9 0 6 万 4 千円で本契約を締結するものであります。

なお、完成工期は、平成 3 0 年 5 月 3 1 日を予定しております。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。3番米谷勝君

○3番（米谷勝君） 私から、議案第93号の先ほど説明がありました看板、資料の2の道路標識についてお伺いしたいと思います。

先ほど部長の説明で、道の駅要件として看板を設置しなければいけないとありましたけども、この看板を今回発注するというのは、普通一般的な認識としては、今まで、どこの道の駅もやってるんですけどもね、道の駅の認定する手続きを終えたり、それから登録がされましたよとってから、例えば国道、ほとんど道の駅っていうのは国道だけどもね、国道については、これ県が代行して看板を設置するんですよ。まず私言ってるのは普通一般的なものですけどもね。それをね、まあ決まったか決まらないかわからないんだけども、そのことが例えば決まらないでね発注するとすれば、これ例えば認められねがったっていうか、道の駅にね登録されねがったときは何となるかと。普通一般的に工事っていうのは大体決まってから発注しても間に合うんじゃないかなと考えてますけども、そこら辺について。

○議長（三浦利通君） 藤原産業建設部長

【産業建設部長 藤原誠君 登壇】

○産業建設部長（藤原誠君） お答えいたします。

道の駅の登録を目指しているということは、これまでもご説明申し上げてきたところであります。この道の駅につきましては、国道に面していないことから市単独の施設として整備しなければいけないということで、それに係る附属の看板等については、市の方で整備するというような形としております。

で、道の駅の登録でございますけども、本申請は2月なんですけども、まあ12月から申請の下打ち合わせを始めていって、本登録が4月から5月にかけてというのが流れとなっております。施設の開設が7月ということで、その登録を受けてからの設置だとすれば、完成っていうか施設のオープンに間に合わない可能性も非常に出てくるということで、用地等含めまして県の道路課の方とも協議して、あと東北地方整備局の秋田河川国道事務所の方とも協議を進めているところであります。で、用地等については今のところ問題がないということで、もし登録にならなかった場合という形につきましては、変更契約等で対応していくというような形になりますけども、いずれ施設ができましたときに道の駅ならなくても誘導案内板は必要となりますので、その場

合は、この看板を施設への誘導看板として切りかえて使いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。

○3番（米谷勝君） ありません。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。1番佐藤巳次郎君

○1番（佐藤巳次郎君） 議長にちょっと聞きたいのですけれども、議案以外に市長から、今回の臨時議会の中での男鹿駅舎の移転等についての報告がありましたけれども、これはあれですか、全員協議会とかやらないわけですか。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時29分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第92号及び第93号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって議案第92号及び第93号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第93号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて11月臨時会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午前10時30分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 船 木 正 博

議 員 中 田 謙 三

